平成30年6月1日

第1章 計画について

- ・本計画は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とする。
- ・今回の計画案の更新は、これまでの検討状況等を踏まえた更新であり、確定されていない事項については引続き検討を進め、第二次以降の更新において順次反映する。 (平成30年7月第二次更新、平成31年2月第三次更新、同7月最終更新予定)

第2章 基本方針

- ・区は、児童相談所の開設に向け、平成28年の児童福祉法改正の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先 された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。
- ・その実現に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の構築に取り組む。

第3章 児童相談所移管後の児童相談行政

子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担

- ・子ども家庭支援センターは、一般の子育て家庭等の総合相談から子ども虐待事例の在宅支援及び 虐待発生予防を主とした支援を担うことを基本とする。
- ・児童相談所は、強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や虐待対応等を担うことを 基本とする。

子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用 別紙2参照

区が目指す新たな子育て支援体制の整備

子ども家庭支援センターについて、児童相談所の設置に伴う業務量の変化の検証とともに、国が 示す新たな子育て支援体制の整備を踏まえた体制整備について、本計画案の第二次更新(平成30年7月予定)で定めることを目途に、検討を進めるものとする。

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」・・・平成28年の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。市区町村(支援拠点)は、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う。

「子育て世代包括支援センター」・・・平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能であり、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、平成 32 年度末までに全国展開を目指すこととされている。(保健福祉センターの各課の役割分担の見直し等)

区で実施する治療指導(心理・医学的支援)

- ・現状における課題や、国の動向などの背景を考慮するとともに、利用者の利便性の向上を図る 観点から、区の児童相談所においては、現在の東京都の児童相談所が「継続指導」、「児童福祉 司指導」として実施している心理療法やカウンセリングを引続き行う。
- ・<u>児童相談センター治療指導課の事業のうち、児童養護施設等へのアウトリーチによる支援について、区の児童相談所においても実施するものとし、平成30年度において詳細な事業計画の</u>策定を目指すものとする。

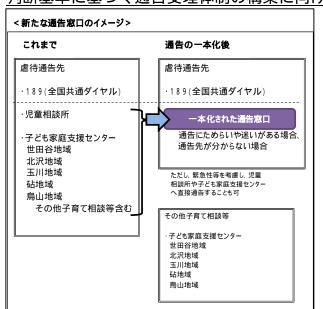
世田谷版ネウボラとの連携

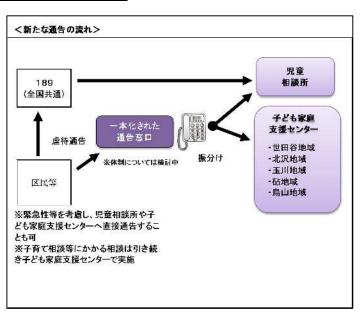
世田谷版ネウボラの取組みとの連携強化に向け、その基礎となる情報の共有化を図るため、「母子保健システム」の新たな構築(平成31年度稼動予定)とあわせ、子ども家庭支援センター・児童相談所との情報システムによる連携を行う。

第4章 虐待通告への対応

通告窓口

- ・区民や関係機関に対しては、児童相談所全国共通ダイヤル189への通告の案内を基本とする。
- ・「<u>虐待通告」として連絡することにためらいや迷いがある場合や、通告先が分からない場合の連絡</u> 先として、一本化された通告窓口を設置するなど、区民等に分かりやすい、統一されたリスクの 判断基準に基づく通告受理体制の構築に向けて検討を進める。





夜間休日対応について

夜間・休日の通告は、外部委託により対応し、内容に応じて、警察への通報や児童相談所職員へ 連絡する。児童相談所は、輪番による連絡体制をとり、事案ごとに初動対応の必要性の判断及び その対応を行う。

第5章 児童相談所システム

法定化されている児童相談所業務全般の運用システムを、実績のあるパッケージソフトウエアを 基本に構築し、東京都児童相談所のデータをセットアップし運用する。

第6章 児童相談所の整備

- ・区有施設である区立総合福祉センターの機能移転後の一部を利用して設置する。
- (所在地:世田谷区松原6-41-7) 平成31年度改修工事
- ・効果的な児童相談行政の中心となる施設ため、妊娠期からの気軽な相談、仲間づくりなどの機能 を有する子育てステーションと併設し、相互に連携して運営する複合施設として整備する。

第7章 一時保護

保護の方法

- ・<u>通学などの日常的な生活が可能な状況にある子どもの一時保護は、児童養護施設や里親・ファミリーホームへの一</u>時保護委託を行うことを基本とする。
- ・秘匿性を要する児童の保護を行う場合や、児童養護施設・里親・ファミリーホーム等への委託が困難な場合において、区が整備する一時保護所を活用するものとする(区単独設置とする)。

保護人数の想定(必要整備量)

MAX XX ONE (SXEIIIE)			
	一時保護委託先の	一時保護所の	合計
	確保の目標量	整備目標量	
確保・整備の目標量	1 7	2 6	4 3

里親・ファミリーホームへの一時保護委託の目標量の確保に向けた取り組み

- ・一時保護委託に向けた里親家庭の育成(研修計画の策定)
- ・委託にあたっての支援(一時保護に必要な備品等の整備やバックアップ体制の構築などの支援プランの策定)
- 一時保護所における保護

子どもの人権に配慮した施設の整備、運用を行う。

第8章 社会的養護

区の方針

- ・区は、平成28年の児童福祉法改正の理念の実現に向け、虐待の発生予防と養育困難家庭への支援など に取り組む。
- ・「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託率の数値目標として、就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上の達成を目指すとされているが、「新しい社会的養育ビジョン」に基づく具体的な東京都の推進計画と、その年次目標が示されるまでの間においては、「新しい社会的養育ビジョン」以前に国が目標として示していた児童養護施設・グループホーム・里親等の割合をそれぞれ概ね3分の1とすることを、当面の区の目標とする。
- ・区の里親委託率の年次的な目標設定については、区の児童相談所の開設時点における東京都の取り組みの成果を踏まえて定めるものとする(平成28年度末現在の東京都の里親委託率13.1%)。 新しい社会的養育ビジョン・・・平成28年の児童福祉法改正の理念を具体化するために、国による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が平成29年8月にまとめた報告書。

家庭養護

平成30年度より、区ならではの地域資源や人材を活用した啓発事業や、暖かく里親家庭を見守る地域づくりと、里親希望者の掘り起こしに集中的に取り組む。

国が策定を進める「フォスタリング機関事業」の運営ガイドライン等を踏まえ、児童相談所開設以降の 里親支援について検討を行う。

フォスタリング機関事業・・・質の高い里親養育のために、里親の開拓から研修、支援などを一貫して行う包括的な支援事業。本来は児童相談所の業務とされているが、その全部又は一部を委託できるとされている。

次の方針に基づき、基準の設定の検討を進めるものとする。

- ・里親の認定基準は、都の基準を参考に、特別区間の基本となる認定基準を策定する。
- ・里親や施設職員が積極的にファミリーホームを開設できるよう、区独自の認定基準を設定する。
- ・里親手当は、特別区間で統一の手当てとし、現在の都の支給ベースを下回らないように設定する方向で検討する。

施設養護

既存の施設の安定的な運営を維持するため、児童相談所の開設以降も<u>現在の都の支給ベースを下回らない</u>よう措置費を設定する方向で検討する。

特別養子縁組

都道府県(児童相談所)の業務として位置付けられた養子縁組に関する相談・支援や、養子縁組里親が法定化されたことに伴う里親登録や研修の実施等について、平成31年度を目途に、区としての取り組みを整理する。

第9章 自治体間の広域調整

特別区長会を通じた特別区や都区間の広域調整について、特別区としての検討を踏まえ、 以下のとおり、当面における検討や調整にあたっての区の基本的な方針を定める。

特別区間の広域調整

- 一時保護所
- ・各区において、必要かつ十分な定員設定を行い、自区内で保護することを基本とする。そのう えで、定員に空きがあれば他区の児童も受け入れることを原則に、相互利用を実施する。
- ・<u>一時保護の委託元は、国庫負担金の対象となる費目について負担する。</u> 児童養護施設
- ・<u>各区の児童相談所の開設状況に応じて、特別区ごとの入所枠を設け、相互利用を行うものとする。</u>
- 里親
- ・里親への委託措置は、区内の里親への委託を原則とする。
- ・<u>区内でマッチングできない場合(実親と距離を置く必要がある、適した里親がいない等)は、</u> 他区登録里親への委託を依頼する。
- 今後の検討(平成30年度に特別区長会を通じ検討)
- ・措置費の請求・支弁にかかる事務の取り扱い
- ・新規開設施設の扱い
- ・その他、入所枠の設定等に関する検討など

東京都との広域調整

特別区におけるこの間の検討に基づき、次のとおり東京都と連携を図ることを方針とし、平成 30 年度において協議に臨むものとする。

一時保護所、児童養護施設・里親・自立援助ホーム・・・一時保護所の都区間の相互利用、都区間における児童養護施設・里親・自立援助ホームへの委託・措置の実施に向けて、委託・措置の手順、都区の入所枠の設定等について協議を行う。

児童自立支援施設、乳児院、障害児入所施設・・・都が所管するこれらの施設についての特別区の利用に向け、特別区の入所枠の確保・入所ルール等の協議を行う。

児童相談センターの治療指導課事業・・・特別区も活用する方向で協議を行う(ただし、当区は、 児童養護施設へのアウトリーチ支援は区で実施)。

第10章 児童相談所・一時保護所職員の確保・育成

児童福祉司、児童心理司について、平成30年度までに配置計画数35人のうち22人の研修派遣を実施。一時保護所職員(保育士、児童指導員)については、平成30年度までに配置計画数13人のうち、4人の研修派遣を実施。

<u>児童虐待通告の増加や、子どもの人権に配慮した一時保護所の運営、社会的養護の拡充をはじめ、</u> 都市部特有の複雑でより高い専門性が求められるケースが多いことなどを考慮し、職員配置数の再 検討等を行う。

その他

障害児支援の充実に向けた障害理解の促進の取組み

障害のある子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供やその基礎となる環境の整備の一層の推進に向け、児童相談所の専門性を活用し、障害への理解促進のための啓発活動等に取り組む。

子ども・若者部の体制の見直し

政策立案や事業執行を児童相談所運営と一体的に行う必要があると考えられる子ども・若 者部の事務事業について、平成31年度からの事業の執行体制等の再編を目指すものとし、 本計画案の第二次更新(平成30年7月予定)において具体的な内容を定めることを目途 に、検討を進める。